

ホンジュラス共和国 (Republic of Honduras)

通信

I 監督機関等

国家電気通信委員会 (Comision Nacional de Telecomunicaciones : CONATEL)

Tel. : +504 22329600

URL : <http://www.conatel.gob.hn/>

所在地 : Edificio CONATEL, Colonia Modelo, Sexta Avenida Suroeste Contiguo a Hondutel, Tegucigalpa 15102, HONDURAS

幹部 : Juan Orlando Hernández (長官 / Director)

所掌事務

1995年の電気通信基本法発行とともに設立。通信・ICT分野の政策策定・事業者規制機関として、主に以下を所掌する。

- ・ 通信・ICT分野の政策策定
- ・ 国際会議等における国の代表
- ・ 通信関連機器の技術基準の設定
- ・ 通信事業者への免許付与
- ・ 料金規制
- ・ 消費者保護
- ・ 周波数等の希少資源の管理
- ・ ユニバーサル・サービス管理

II 法令

1995年電気通信法

CONATELの設立条件及び事業者規制の概要を規定している。

III 政策動向

1 免許制度

「1995年電気通信法」では、免許基準を以下の3段階に分類している。

- ・ 国家免許 (concession) : 通信網運用、固定あるいは移動体通話サービス、公衆電話等。期間は25年以内
- ・ 事業認可 (license) : データ通信、インターネット接続、公衆向け無線接続

等。期間は 15 年以内。

- ・ 登録 (registration) : 各種付加価値サービス。期間は 5 年以内。

上記の免許及び認可については、CONATEL の事前の許可なしに第三者に譲渡することはできない。

なお、周波数利用に際しては、別途 CONATEL に申請、対応周波数の割当て及び利用許可を得る必要がある。

2 競争促進政策

(1) 民営化

政府は 2013 年 9 月に国が株式の 100%を所有する総合通信事業者 **Empresa Hondurena de Telecomunicaciones (Hondutel)** の民営化計画を発表、同社株式の 51%を民間資本 (国外含む) に売却する意思を明らかにした。残りの株式のうち、22.5%は国、22.5%は従業員が所有、4%は一般公開する予定である。2014 年 12 月現在、幾つかの国外事業者からの問い合わせがあったと報道されたものの、株式の売却は行われていない。

(2) 相互接続

「1995 年電気通信法」は、通信網運用事業者間の相互接続契約につき、事業者間の協議により自由に提供が可能としている。ただし、市場支配的地位にある事業者に対しては、接続を提供する事業者すべてに対し、料金及び技術面での非差別的取扱が義務付けられる。相互接続条件を巡る事業者間の紛争処理については、CONATEL が所掌する。

(3) 番号ポータビリティ

2013 年 5 月に「番号ポータビリティ法」が発行され、2014 年 4 月末にサービスが開始された。消費者は移行先の通信事業者の代理店を通じての書類あるいは SMS による申請により、48 時間以内に番号移転ができるとされている。

(4) 料金規制

政府は 2013 年初め、移動体通話サービスの消費者料金を平均 35%引き下げる旨の決定を発行、同 3 月に移動電話間の通信料金を 17%、固定電話への通話料金を 40%引き下げた。

3 消費者保護政策

SIM カード登録

2012 年 3 月、CONATEL は移動電話を用いた犯罪からのユーザ保護を目的に、国内の SIM カード所有者すべてに契約通信事業者への SIM カード登録を義務付けた。また、携帯端末の盗難については、2014 年 3 月の政府と世界の移動体通信事業者の支援団体である GSM 協会の協約により、通知を受けた通信事業者あるいは CONATEL が、同協会のブラックリストに登録することとされている。

IV 関連技術の動向

基準認証制度

CONATELは電気通信サービスに必要な規制及び技術基準を策定するとされており、通信機器設備の基準認証に関する規則は、CONATELが策定し、通信機器の認証を実施している。また、外国の認証機関と提携しており、FCC、Cofetel（メキシコ）、CE（欧州）、TELEC（日本）が認証した通信機器は、ホンジュラスでの使用も可能である。

V 事業の現状

1 固定電話

2014年末の固定電話の世帯普及率は29%で、中南米地域の平均63%を大幅に下回っている。固定回線の80%強をHondutelが所有しているが、市内あるいは国内長距離通話サービスについては、22の事業者が認可を受けている。IP電話はHondutelがバックボーンを提供し、2014年末の加入者数は4万5,000である。

2 移動体通信

1996年にルクセンブルクのMillicom International Cellular子会社のTigo Honduras、2003年にメキシコ資本のアメリカ・モバイル（America Movil）の子会社Claro Hondurasが市場に参入、2008年には3Gサービスを開始した。Hondutelの移動体通信部門Honducelは2007年にPHSサービスを開始したが、2015年6月現在、市場シェアは1%に満たない。LTEについては、2013年10月に3事業者に対して1700MHz帯と2.1GHzのそれぞれ20MHzのペアで周波数が割り当てられ、2014年12月にTigoが4都市でサービスを開始した。

2015年6月現在の国内の加入者総数は807万2,000で、うち3Gサービスの利用者は約146万、LTEサービスの利用者は2万5,000である。95%がプリペイド・サービスを利用している。加入者シェアはTigoが59.1%、Claroが40.3%である。スマートフォンはiPhoneのほか、華為、LG、ノキア、サムスン等、多様な機種が導入されている。

3 インターネット

固定ブロードバンド接続はケーブルが主で、接続別のシェアの9割近くを占めている。主なサービス提供事業者はTigo Honduras及びClaro Hondurasで、2015年6月現在、最大接続速度512kbps～10Mbpsの複数のプランを販売、加入者シェアのそれぞれ9.9%、63.0%を占めている。テレビやIP電話とのバンドル・サービスも実施されている。HondutelはADSLのほか、一部の都市でFTTxサービスも実施している。

モバイル・ブロードバンド普及率は2014年末には16.3%で、音楽配信やビデオ視聴等のマルチメディア・サービスが実施されている。

VI 運営体

Empresa Hondurena de Telecomunicaciones (Hondutel)

Tel. : +504 22285411

URL : <http://www.hondutel.hn/>

幹部 : Jesus Mejía (社長 / General Manager)

概要

1976年設立の総合通信事業者で、株式は国が100%所有している。固定電話加入者の漸減や移動体通信やインターネット部門が外資系事業者に比して伸びていないことから、収支はマイナスを続けている。

放送

I 監督機関等

国家電気通信委員会 (CONATEL)

(通信 / I の項参照)

所掌事務

放送分野においては、放送事業者への免許付与及び周波数割当を実施する。

II 法令

1995年電気通信法

放送事業者の認可基準を規定している。

III 政策動向

1 免許制度

「1995年電気通信法」では、放送サービスを、通話サービスと同様の「事業認可 (通信 / III-1 の項参照) の対象としている。免許期間は15年で、期間終了後、サービス条件がCONATELの設定基準を満たしていれば自動的に更新される。周波数利用については、別途CONATELに申請し、対応する帯域の割当てを受け必要がある。

2 地上デジタル放送

2013年9月にISDB-T方式の南米での発展形SBTVD-T方式の採用が決定した。2014年9月に全国レベルでTV Azteca、地域レベルでPublynsa及びGrupo Gに対応周波数が割り当てられた。CONATELはアナログ停波を2018年と予測している。

IV 事業の現状

1 ラジオ

国営の Radio Nacional de Honduras のほか、多数の商業放送事業者が AM、FM 放送を実施している。大手事業者には、全国の 23 局を通じて 12 系統を運営する La Voz de Honduras、13 局を通じて 10 系統を運営する Radio América 等がある。

2 テレビ

2014 年末現在のテレビ所有世帯数は 150 万弱で、普及率は約 8 割であるが、地上テレビ普及率は 23% である。国営の Televisión Nacional de Honduras が 5 系統の放送を実施している。商業放送では、Televisión Centro が最大手で、5 系統の全国放送を実施するほか、一部の番組のサイト上でのストリーミング配信も行っている。

3 衛星放送

衛星放送視聴世帯はテレビ所有世帯の 2 割程度である。Sky Mexico 傘下の Sky や Qqualy TV が多チャンネル放送を実施している。

4 ケーブルテレビ

ケーブルテレビ視聴世帯数はテレビ視聴世帯の 5 割を超え、全国に約 267 の事業者が認可を受けている。大手事業者には Tigo TV、Cable Color 等があり、数十チャンネルのパッケージのほか、HDTV チャンネルや Pay per View サービスも提供している。

V 運営体

Televisión Nacional de Honduras

URL : <http://www.tnh.gob.hn/>

幹部 : Armando Valdéz (総裁 / Director)

概要

1962 年設立の国営放送事業者で、TVN-8、Tele-nacional、Cadena 1、Primera Cadena 及び TNH-8 の 5 系統を運営している。

電波

I 監督機関等

1 監督機関

国家電気通信委員会 (CONATEL)

(通信 / I の項参照)

2 標準化機関

ホンジュラス標準化機構 (Organismo Hondureño Normalización : OHN)

Tel. : +504 22139052

URL : <http://ohn.hondurascalidad.org/>

所在地 : Bulevar Fuerzas Armadas, Centro Civico Gubernamental
HN-Tegucigalpa M.D.C., HONDURAS

所掌事務

「2011年政令第29号」に基づき設立された、ホンジュラスの標準化機関であり、ISOなどの国際標準団体に参加し、ホンジュラス国内の標準化業務を所掌している。

II 電波監理政策の動向

1 電波監理政策の概要

CONATELが電波の監理、監督を行う。

電波は国家の財産である天然資源とされており、通信に利用できるすべての周波数範囲を対象としている。周波数の監理、管理、監視については、CONATELが実施する。

2 無線局免許制度

周波数の利用には、事前にCONATELに申請し、CONATELによる利用許可を必要とする。また、周波数の割当ては、競争入札に基づき実施される。

周波数を含む免許の譲渡は、CONATELの承認なしには認められない。

なお、2014年11月、CONATELは、4Gサービス展開を目的とした700MHz帯(733-748/788-803MHz)の周波数オークションの実施に向けて、パブリック・コンサルテーションを開始した。

3 電波利用料制度

電波を利用するための免許、許可、認可を受けた者は、CONATELが決定した利用料を国庫に納める必要がある。

4 電波の安全性に関する基準

CONATELは、電磁界曝露にかかわる規制値について、国際非電離放射線防護

委員会 (ICNIRP) の値等を参考として検討を行い、2007 年 6 月に決議 NR005/07 が制定されている。

RNI のページ : http://www.conatel.gob.hn/?page_id=539

決議が掲載されている URL :

<http://www.conatel.gob.hn/doc/Regulacion/resoluciones/2007/NR005-07.pdf>

Ⅲ 周波数分配状況

CONATEL が、周波数分配表 PNAF を策定している。

周波数分配表 PNAF :

<http://www.CONATEL.gob.hn/doc/planificacion/planes/NR022-10.pdf> (2010 年 12 月改定)

その後の変更が掲載されている URL :

<http://www.conatel.gob.hn/?p=122>